

平成 29 年度

事業報告の附属明細書

平成 29 年度の事業報告に関して、定款第 38 条第 1 項第 2 号に規定する事業報告の附属明細書について、(※) 記載する事項はありません。

(※) 記載する事項・・・社会福祉法施行規則第 2 条の 25 第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」

社会福祉法人掛川市社会福祉協議会